

小田原市IT推進プログラム2011

～ Do it !! おだわら～

平成23年3月

 小田原市

目次

第1章	小田原市IT推進プログラム改訂の背景	1
1	情報化社会の進展	1
2	国・県の動向	1
3	小田原市における新たな情報化戦略の必要性	2
第2章	小田原市IT推進プログラム2011の概要	3
1	計画の位置付け	3
2	計画期間	3
3	基本理念	3
4	本市の情報化施策を取り巻く3つの要素	4
5	小田原市IT推進プログラム2011における3つの視点	5
	視点1 市民本位の電子行政の実現 - 市民の視点に立ったICT推進と行政の実現 -	5
	視点2 ITガバナンスの強化 - 全体最適化による費用対効果の確保 -	5
	視点3 情報セキュリティ対策の強化 - 情報システムの安全性・信頼性の確保 -	5
6	小田原市IT推進プログラム2011における5つの目標と個別の施策	6
	目標1 暮らしに役立つ情報の発信	6
	目標2 市民の視点に立った行政サービスの提供	6
	目標3 電子行政の実現へ向けた基盤整備	8
	目標4 効率的かつ効果的な個別業務システムの整備	8
	目標5 情報システムの安全性と信頼性の確保	11
第3章	施策の体系	12
第4章	優先的に取り組むべき重点的施策	13
	重点的施策 市ホームページ等による情報発信と広聴機能の運用	13
	重点的施策 税申告のオンライン化	14
	重点的施策 基幹業務システムの管理運用	15
	重点的施策 庁内ネットワークシステムの充実	16
	重点的施策 GISの拡充	17
	重点的施策 土地評価支援システムの導入	18
	重点的施策 消防通信機器の充実	19
	重点的施策 小田原教育ネットワークの充実	20
第5章	参考資料	21
1	用語の解説	21
2	小田原市IT推進会議設置要項	27

第1章 小田原市IT推進プログラム改訂の背景

1 情報化社会の進展

インターネットをはじめとする情報通信技術（ICT）は、この数年間でめまぐるしい進歩を遂げています。インターネット利用人口は、9千408万人で普及率78.0%（平成21年度末総務省調べ）、携帯電話の加入契約者数は、1億1千706万件で普及率91.6%（平成22年12月末総務省調べ）となりました。特に、インターネットの利用においては、パソコンの伸び率が0.3ポイント増（259万人増）に比べ、携帯電話等モバイル端末の伸び率が2.5ポイント増（504万人増）となっていることから、パソコンからより身近なモバイル端末へ多様化しているといえます。

近年では、スマートフォンやタブレット型コンピューターといったパソコンに限りなく近い性能を持つモバイル端末が注目を集め、移動中あるいは外出先でもコンピューターを操作できるモバイルコンピューティングの可能性が拡大したほか、企業においては低コストかつ迅速に様々なサービスを利用できるクラウドコンピューティングの導入が進んでおり、国においてもその技術の活用について検討しています。

さらに、ブログ（Blog）やソーシャルネットワークサービス（SNS）等、Web2.0と呼ばれるシステムに続く新たなWebの概念として、Web3.0の定義付けが進められています。これは、「いつでもどこでも誰でも」というユビキタス社会の進展により、グローバル通信時代の到来を予感させます。また、近年の技術革新により、3Dによる映像情報の発信も拡大すると考えられ、情報の入手手段の多様化等、新たな局面を迎えつつあります。

一方で、こういったICTを使いこなせる人とそうでない人との間に生じる情報格差（デジタルデバイド）の解消や、コンピューターウィルス等による情報漏えい事件が絶えない中でのセキュリティ対策が重要な課題となっており、ICTをより身近なインフラとして定着させ、誰もが便利で安心して利用できる環境づくりが必要になっています。

2 国・県の動向

国では、平成13年にIT戦略本部を設置し「e-Japan戦略」を策定して以降、情報通信インフラの整備をはじめ、デジタル技術の利活用による社会経済構造の改革を中心に様々な政策を進めてきました。しかしながら、情報通信インフラ整備は進んだものの、多くの国民がその成果を実感するまでには至っていない状況にあることから、平成21年7月には、誰でもデジタル技術の恩恵を実感できることを目指した「i-Japan戦略2015」が策定されました。

さらには、政府主導から国民主導の社会への転換を目指し、平成22年5月に「新たな情報通信技術戦略(新IT戦略)」が策定され、同年6月には「同工程表」が示されました。この戦略は、今までのIT戦略の延長線上に位置するものではなく、新たな国民主権の社会を確立するための、非連続的な飛躍を支える3つの重点戦略(国民本位の電子行政の実現、地域の絆の再生、新市場の創出と国際展開)に絞り込んだ戦略となっています。中でも「国民本位の電子行政の実現」では、2013年までに国民ID制度を導入するなど具体的な取組が示されているほか、クラウドコンピューティング技術を活用した情報システムの統合・集約化を推進するなど、情報化施策を強力に推し進めて行く方針が示されました。

一方、神奈川県では、平成16年9月に「神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会」を設立し、電子自治体共同運営センターにおいて、電子申請・届出システム、公共施設利用予約システム、電子入札システムの整備・運営が行われています。

共同運営により、県及び県内市町村等にとって開発及び運用の重複投資が軽減されるだけでなく、情報セキュリティと個人情報保護にも十分に配慮されたシステムを整備し、安心して利用可能な各種サービスを運営しています。

3 小田原市における新たな情報化戦略の必要性

「小田原市IT推進プログラム2008」は、平成20年度から22年度までの3年間の計画であり、この期間中、地理情報システムの導入や、基幹業務システムの再構築、情報セキュリティ対策の強化など、積極的に対応して一定の成果を上げてきました。

今後も引き続き、市民サービスの向上と行政運営の効率化を推進するためには、今まで以上に情報化施策の推進が必要であり、加えて、平成23年度からスタートする新総合計画の内容に沿った最新の部門計画とする必要があります。

また、世界的な経済危機を引き起こしたリーマンショックから2年以上が経過し、経済情勢は回復傾向にあると報じられているものの、本市においては依然として厳しい財政状況が続いている中、限られた財源の中で効果的な財政投資を行うには、既存資源を有効に活用するとともに、全庁的に情報を共有することで二重投資を避け、計画的に情報システムを整備していく必要があります。

「小田原市IT推進プログラム2011」の策定にあたっては、その基本理念や体系等、大枠については前プログラムの考え方を継承し、前述したように、新総合計画の内容や情報システム整備の方針、社会情勢、国の動向等を踏まえた内容とします。

第2章 小田原市IT推進プログラム2011の概要

1 計画の位置付け

本プログラムは、第5次総合計画・前期基本計画・実施計画における情報化施策分野の部門計画であり、本市の情報化推進の具体化を図る上での基本的指針として位置付けられています。

2 計画期間

旧プログラムの計画期間は、平成22年度(2010年度)までとなっていることから、「小田原市IT推進プログラム2011」は旧プログラムを引き継ぐよう計画期間を設定します。

計画期間は、本市第5次総合計画前期基本計画・実施計画の計画期間や、変化の激しい社会経済情勢のスピードも勘案し、平成23年度(2011年度)から平成25年度(2013年度)までの3ヵ年とし、実施又は検討すべき事項を整備目標として掲げます。

なお、旧プログラムと同様に、各施策の進捗状況や新たな状況の変化等によって適宜見直しを行うものとします。

3 基本理念

旧プログラムの基本理念は、今なお本市の目指す情報化施策の方向性を陳腐化することなく端的に表現していることから、「小田原市IT推進プログラム2011」においてもこの趣旨を基本的に継承し、多様化する市民ニーズ、加速度的に変化する情報通信環境や社会情勢に対応するため、次の基本理念の下に、本市の情報化施策推進に取り組みます。

『 Do it !! おだわら 』

D・・・デジタル(Digital)

o・・・オーガニゼーション(organization)

i t・・・インフォメーションテクノロジー(information technology)

「Do it」には「行動する、成功する」の意味があり、本市の電子自治体の実現に向けたたゆまぬ努力と強い意志を込めています。

4 本市の情報化施策を取り巻く3つの要素

旧プログラムに掲げた次の3つの要素は、依然として顕在化していることから、引き続き「小田原市IT推進プログラム2011」における課題として捉え、また、国や県の動向も踏まえながら、3つの視点と5つの目標を設定して取り組んでいきます。

- (1) 市民向け電子サービスの構築・運用が発展途上であり、すべての市民が等しく電子サービスの恩恵を実感できる段階に来ていないこと。
- (2) 電子行政の実現を目指す上で、行政事務のシステム化が既存の業務及び制度を前提としたものにとどまり、新たな業務の処理形態に対応したシステムの構築・運用に対する取り組みが不十分であること。
- (3) 情報セキュリティ対策が、システムを導入した時点で十分であっても、情報資産の価値の変化や日々増大する新たな情報セキュリティ脅威の出現等により不十分なものになりかねないこと。

5 小田原市IT推進プログラム2011における3つの視点

視点1 市民本位の電子行政の実現 - 市民の視点に立ったICT推進と行政の実現 -

ICT技術が急速に進展する中で、サービスを提供する際に、その技術が先導する傾向にあります。利用者である市民の視点に立ち、そのニーズに合ったサービスを提供することが最も重要です。

また、ICTを利用することができる人とできない人との間に不利益が生じないように、誰もが簡単に利用できる機能の整備が必須となります。

本市では、これまでも電子申請や公共施設予約等の電子的な窓口サービスを提供してきましたが、市民が関わる様々な場面において、ICTを活用した「市民が利便性を実感できる行政サービスの提供」の実現を目指します。特に、「ユビキタスの実現」つまり、「いつでもどこでも、質の高い行政サービスが享受できること」を大きな目標として位置付けます。

視点2 ITガバナンスの強化 - 全体最適化による費用対効果の確保 -

電子行政の実現に向けて情報システムの全体最適化を図るためには、全庁的に統一したシステム導入指針を明確にし、情報資産の一元把握を行うことが重要です。本市では、専門的・技術的知識が必要な調達業務の基本的な考え方や事務手順を標準化した「情報システム調達ガイドブック」を平成21年度に作成するとともに、情報システムの調達にあたっては情報システム課が支援する体制を整えました。

今後はこのガイドブックを基に、業務プロセスを見直しながら、効率的かつ効果的な情報システムの調達を目指します。また、重複投資を避けるため、計画段階から全庁的に情報を共有するとともに、既存資源を有効に利活用すること、SaaS/ASP等によりシステムをオープン化すること、煩雑なカスタマイズを最低限に抑えることなどを視野に入れながら費用対効果を確保します。

視点3 情報セキュリティ対策の強化 - 情報システムの安全性・信頼性の確保 -

ICTの急速な進展により利用者の利便性が向上する一方で、コンピューターウイルスや不正アクセス、迷惑メール等、インターネットを通じた個人情報の盗聴、破壊、改ざん、紛失、流出などの脅威も年々増加し、市民においても個人情報の保護や情報セキュリティ対策の重要性が広く認識されるようになっていきます。

本市においては、様々な脅威から情報資産を守るため、「小田原市情報セキュリティポリシー」に基づき、組織的に情報セキュリティ対策に取り組むとともに、研修等を通じて、職員一人ひとりに個人情報の保護と情報セキュリティに対する高い意識を醸成するなど、市民が安心してICTの恩恵を享受できるように、今後も情報セキュリティ対策を厳格に運用していきます。

6 小田原市IT推進プログラム2011における5つの目標と個別の施策

目標1 暮らしに役立つ情報の発信

誰もが使いやすく分かりやすいというユーザビリティを確保しながら、市民一人ひとりが充実した生活を送るために役立つ情報の収集・発信体制を充実させます。

施策の内容

(1)市ホームページ等による情報発信と広聴機能の運用

市民が知りたい情報をより早く、分かりやすく入手できるようにするため、ホームページやメールマガジン等の情報発信ツールを活用し、情報の発信と提供に努めます。また、問い合わせフォームや市長への手紙システム等を活用し、市民ニーズの把握に努めます。

(2)小田原デジタルアーカイブ事業の検討

市民・民間・行政が所有している貴重な写真や映像などの歴史的資産を広く収集し、デジタル化して、保存・整理できるシステムを研究します。将来的には、都市セールスの観点から活用する方法を検討します。

目標2 市民の視点に立った行政サービスの提供

ICTの急速な進展に伴う市民のライフスタイルの多様化に対応するため、時間や場所の制約を取り払い、いつでも、どこでも、誰でも行政サービスを受けられるユビキタスな社会の実現を目指します。

施策の内容

(3)公共施設予約システムの拡充

市民がインターネットを活用して24時間どこからでも各種施設の予約・申請手続き等ができるよう、対象施設の拡充を図ります。また、システム更新に向け、他自治体との共同利用も視野に入れながら、市民が使いやすいシステムを調査・研究します。

(4)納付窓口の充実

市税等のコンビニ収納の安定運用を図るとともに収納範囲の拡大を検討します。また、銀行ATMやパソコン等を利用して市税等を納付する「マルチペイメントネットワーク収納」、「クレジットカード収納」の調査・研究を行い、収納窓口や納付できる時間帯の多様化について検討します。

(5)税申告のオンライン化

納税者の利便性の向上と課税事務の効率化を図るため、eLTAx（エルタックス）を活用した税申告のオンライン化を推進します。

(6)図書館ネットワークシステムの運用管理

インターネットを通じた蔵書の検索や貸出予約などのサービスを提供するとともに、図書館機能を有する各施設の蔵書を一元管理します。また、システム更新により機能の充実を図ります。

目標3 電子行政の実現へ向けた基盤整備

電子行政実現の中核となる基盤を引き続き充実させます。また、その基盤に連携する個別業務システムや、その他の情報システムの調達にあたり、全庁的に情報を共有し計画的に調達事務を進めることで、二重投資を避け費用対効果を確保します。

施策の内容

(7) ITガバナンスの推進

各所管にて情報システムを調達するにあたり、全庁的なシステム整備状況を踏まえ、導入・更新計画の段階から情報システム課が積極的に調整・関与し、重複投資を避けるとともに、データ連携や導入後の管理運用を含め全体最適化を推進します。また、庁内の業務システムのサーバー等の集約・統合化等による全体最適化の可能性を検証します。

(8) 基幹業務システムの管理運用

より一層の市民サービス向上の実現のため、効率的で安定した業務運用をするとともに、機器更新に向けて、より良いシステム環境整備について引き続き調査・研究します。

(9) 庁内ネットワークシステムの拡充

事務処理の効率化を図るためのグループウェアやファイルサーバーといった各サブシステムやそれを使用するための端末（パソコン、プリンター）を、職員が必要に応じて使用できるように庁内ネットワークを整備します。

(10) GISの拡充

統合型GISを活用するとともに、各種地図情報のデータを整備・拡充します。また、近隣自治体との共同利用の拡大について引き続き検討します。

目標4 効率的かつ効果的な個別業務システムの充実

情報システムを整備・充実するにあたり、全体最適化の視点から業務プロセスを見直すことで、更に効率的な業務処理の流れを確立し、業務の簡素化・効率化を実現します。

施策の内容

(11)人事諸制度の再構築

適正な人事管理制度を進め、職員の士気を高めるとともに公務能率の向上を図ります。また、職員のキャリア、評価、研修、出勤、給与、健康管理情報等を統合的に管理し、人材の活用を適正かつ効率的に行えるシステムについて研究します。

(12)財務会計・行政評価システムの運用管理

予算の要求から執行まで効率的かつ適正な財政運営を図るとともに、集積された財務データに基づき、コストや成果等の事業の実施結果を測定することで、絶えず各事務事業の改善を図ります。

(13)電子入札の推進

入札・契約事務の効率化及び透明性の確保のため、神奈川県及び県内市町村と共同運営している「かながわ電子入札共同システム」の効率的な運用を図ります。また、設計図書等の電子化について調査・研究を行います。

(14)市税滞納整理管理システムの充実

市税滞納整理管理システムの更新により機能を充実し、更なる業務の効率化を図ります。また、システムを活用した早期に納付勧奨を行う仕組みについて検討します。

(15)土地評価支援システムの導入

固定資産税・都市計画税を課税するにあたり、土地評価支援システムを導入し、適正かつ効率的な評価を行います。

(16)病院情報システムの拡充

新たな医療需要に対応し、医療の質や患者サービスの向上を図るために、医事会計システムや診療支援システム等の病院情報システムの更新により機能の充実を図るとともに、電子カルテシステムの導入について調査・研究を行います。

(17)消防通信機器の充実

消防情報指令システムの安定運用を図るとともに、消防救急無線のデジタル化を推進し、火災や救急等の消防業務の充実を図ります。

(18)小田原教育ネットワークの充実

市内の全小・中学校に配置したコンピューター及び校内LANの利活用を推進するとともに、情報セキュリティ対策を強化する等教育ネットワークの充実を図ります。

目標5 情報システムの安全性と信頼性の確保

電子情報の流出やデータの改ざん・破壊等に対する防御策を施すとともに、個人情報等の保護についても運用ルールを徹底します。また、ネットワークや個別システムの情報セキュリティ対策を強化し、情報の管理・運用を適正に行える体制を整えます。

施策の内容

(19)情報セキュリティ対策の徹底

小田原市情報セキュリティポリシーを堅実に運用するとともに、情報セキュリティ委員会や情報セキュリティ監査等を通じて、本市の情報資産の情報セキュリティ対策を徹底します。また、情報セキュリティ対策の重要性を啓発する職員研修を実施します。

第3章 施策の体系

3つの視点	5つの目標	No	個別の施策	主たる所管課	重点的 施策 No	
市民本位の電子行政の 実現	暮らしに役立つ情報の 発信	1	市ホームページ等による情報発信と広聴 機能の運用	広報広聴課		
		2	小田原デジタルアーカイブ事業の検討	広報広聴課		
	市民の視点に立った行 政サービスの提供	3	公共施設予約システムの拡充	情報システム課		
		4	納付窓口の拡充	市税総務課		
		5	税申告のオンライン化	市民税課		
		6	図書館ネットワークシステムの運用管理	図書館		
ITガバナンスの強化	電子行政の実現に向け た基盤整備	7	ITガバナンスの推進	情報システム課		
		8	基幹業務システムの管理運用	情報システム課		
		9	庁内ネットワークシステムの充実	情報システム課		
		10	GISの拡充	情報システム課		
	効率的かつ効果的な個 別業務システムの充実	11	人事諸制度の再構築	職員課		
		12	財務会計・行政評価システムの運用管理	財政課 行政管理課		
		13	電子入札の推進	管財契約課		
		14	市税滞納整理システムの充実	市税総務課		
		15	土地評価支援システムの導入	資産税課		
		16	病院情報システムの拡充	医事課		
		17	消防通信機器の充実	警防課		
		18	小田原市教育ネットワークの充実	教育総務課		
	情報セキュリティ対策 の強化	情報システムの安全性 と信頼性の確保	19	情報セキュリティ対策の徹底	情報システム課	

第4章 優先的に取り組むべき重点的施策

重点的施策 市ホームページ等による情報発信と広聴機能の運用

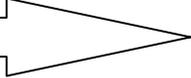
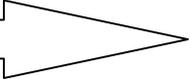
小田原市公式ホームページは平成7年に運用を開始。平成17年にはホームページ作成システム(CMS)とメールマガジン配信システムを導入し、積極的な情報配信に努めてきました。

その後、急速なICTの進展などに伴い、市ホームページはサーバー性能や機能面で劣ってきたことから、新総合計画のスタートに合わせ、より迅速で分かりやすい情報発信と、各種機能拡充に対応するため、ホームページ作成システムを再構築し、平成23年4月にホームページをリニューアル公開します。

リニューアルにあたっては、検索機能などが強化され、欲しい情報にたどりつきやすくなるほか、ホームページ全体の文字サイズを大きくし、文字色も変更できるなど、高齢者の方や障がい者の方でも見やすいページにしています。

従来のFAQ(よくある質問と回答)システムは、市ホームページに機能を統合し、ホームページによる情報と合わせて効果的に市民の方にお知らせしていきます。また、各課あての問い合わせフォームや市長への手紙システム等を活用し、市民ニーズを把握するとともに、市民の疑問や、意見・提案がしっかりと行政へ伝えられる仕組みを継続的に運用していきます。

また、携帯電話や携帯情報端末の普及に合わせ、メールマガジンや携帯サイトによる情報発信の充実を図るなど、様々な手法による情報の発信と提供に努めていきます。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
システムの運用管理			
情報発信と広聴機能の運用			

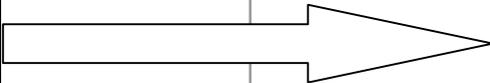
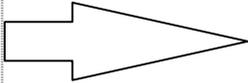
重点的施策 税申告のオンライン化

「税申告のオンライン化」は、地方税申告の利便性の向上と課税事務の効率化を図ることを目的としています。

現在、窓口で提出（又は郵送）いただいている個人市民税の課税資料である給与支払報告書、法人市民税申告書、固定資産税である償却資産申告書、各種届出などを事業所等からインターネット経由で申告手続きができるようにします。

仕組みとしては、社団法人地方税電子化協議会が運営するeL TAX（エルタックス/地方税ポータルシステム）を利用することにより申告等を受け付け、受信したデータを基幹業務システムに取り込むこととなります。

なお、「税申告のオンライン化」は、実施計画では給与支払報告書等電子化事業として平成25年度からの実施としています。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
システムの検討			
システムの整備・運用			

重点的施策 基幹業務システムの管理運用

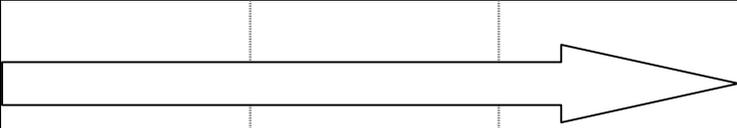
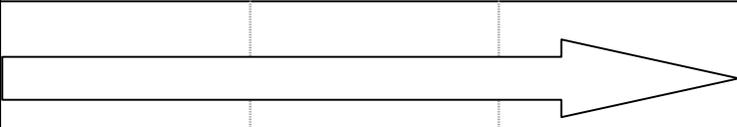
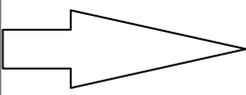
現在の基幹業務システムは、柔軟なシステム拡張の可能性の確保、より一層の市民サービスの向上、安定的に稼働できるシステムを目指し、平成20年度から平成22年度にかけて再構築しました。

再構築するにあたり、基幹業務システムで管理する各種データを利活用する複数の各業務システムとのデータ連携を維持するとともに、各業務の処理方法・運用方法を見直し省力化・効率化を図りました。あわせて、納付書の様式をマルチペイメントに対応できる標準様式に見直すことで、さらなる市民サービスの向上の礎となる環境を整備しました。

今後施行される法改正に関しては、定例的なもの及び軽微なものは随時システム更新を行うことが可能なことから、法改正に合わせて運用面の見直しを随時行うとともに、大規模な制度改正にあたっては、国等の動向に注視し、法の規定を遵守しつつ、各業務の安定性、正確性、業務効率を維持しながら着実な制度移行を行います。

また、基幹業務システムの中核機器は、平成25年1月に更新を控えていることから、法改正や国主導の全国的なシステム導入・変更の時期を考慮するとともに、情報システム技術の動向について調査研究を行い、今後のシステム運用に最適な機器に更新します。さらに、機器更新後においても、長期的な視野のもと国や他の自治体、情報システム技術について引き続き調査研究を継続していきます。

連携する各業務システムは、関係所管課の業務の中核となっているため、運用にあたっては各所管課との連携を密にし、効率的で安定した業務運用を行います。また、データ連携に関しては、その機器更新に合わせ、より効率的で汎用的な連携方法を検討することで、より一層の業務効率の向上を図ります。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
システムの運用管理			
システムの調査・研究			
システム機器の更新			

重点的施策 庁内ネットワークシステムの充実

庁内ネットワークは、本市が電子自治体を目指し、行政の情報化を進める上での基盤となるものであり、必要とする職員全員が利用できる環境整備が必要となります。そのために、平成9年度から本庁舎で稼働を開始してから、順次出先の施設への拡張を進め、平成22年度で正規雇用の事務職職員が常勤する全ての施設（本庁舎を含めて58施設）へ庁内ネットワークへの接続を完了したところです。

庁内ネットワークの基盤となるネットワーク機器や情報共有ツールであるファイルサーバー、グループウェアといった各サブシステムは社会情勢や法改正等による業務内容の変化によって要求される機能や性能が年々変化します。それに対応するため定期的な更新（おおむね5年間）に合わせて、より効率的で費用対効果の高いシステムに更新します。また、システムの更新に合わせて仮想化技術を利用したサーバーの統合やASPサービスやクラウドコンピューティングといった情報システムのアウトソーシングについて検討します。

パソコンの配付に関しては、平成21年度末現在では、配付対象職員の91.77%にパソコンを配置していますが、1人1台の配付ができていません。また、事務の電子化に伴い配付対象となっていない非正規職員も事務の遂行にパソコンが必要な場合もあり、パソコンが必要な職員に適正に配付することを目指します。プリンターは現在各課室や施設に1台の配付をしていますが、コピーやスキャナー機能に加え、認証出力といったセキュリティの高い機能を有する複合機の配置を検討していきます。

また、管理が必要なパソコン等の増加に伴い、資産管理業務や問合せ対応など日々の運用管理業務が増大し、不正使用や情報漏えい等、情報セキュリティ事故の発生する危険性が増しているため、効率的に管理できる仕組みを検討していきます。

近年、情報システム技術は目覚ましく進歩しており、庁内ネットワークに対する要望は年々変化しています。おおむね5年間に1度の更新でそれらの要望を満たすシステムを導入できるように情報システム技術の進歩やそれに対応した国や他の自治体の動向について調査研究を行います。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
運用管理と機能の充実			→
システムの調査・研究			→

重点的施策 GISの拡充

複数の所管課が、地図台帳等を整備する場合に、システムを利用してベースとなる基盤的地図を共有するしくみが、統合型地理情報システム（統合型GIS）です。統合型GISでは「レイヤ」と呼ばれる地図データの階層を、業務ごとに作成できます。

また、庁内の情報共有だけでなく、インターネット等を通じて公開することにより、市民向けサービスとしても利用が可能になります。

本市では、平成21年度の総務省の「ユビキタスタウン構想推進事業」で採択された「地域安心安全ユビキタスポータル」と合わせ、GISシステムを構築いたしました。

現在、庁内の情報共有とともに、市民向けにもサービス提供を行っており、今後、所管課の持つ地理情報を本GISシステムにおいて利用できるように整備するとともに、必要な地理情報を市民向けにも公開していきます。

また、南足柄市、湯河原町とシステムを共同利用しておりますが、今後、提供地理情報についても、住民の利便性向上のため共同利用を図れるかを検討していきます。

現在、携帯電話に対する地理情報の提供も行っておりますが、近年では、パソコンに限りなく近い性能を持つモバイル端末が注目を集めています。本GISシステムにおいても、そのようなモバイル端末への情報提供も視野にいれ、システムの再構築を行います。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供データの整備・拡充	▶		
提供情報の共同利用検討	▶		
システムの再構築			▶

重点的施策 土地評価支援システムの導入

資産税課では、土地評価精度の向上、評価事務の効率化及び窓口対応時間の削減を目指して「土地評価支援システム」の構築を検討してきました。

本システムは、固定資産税を課税するにあたり、地理情報システム（GIS）を活用し、地積測量図、官民境界情報などの現地に合致した精度の高い情報を公図に重ね合わせ、デジタル化した土地の地番現況図、都市計画基本図、航空写真等の地図情報を統合したシステムであり、固定資産税路線価などの各種情報を取り込むことにより、正確な課税客体の把握及び課税の適正化を図るものです。

また、システムを導入することにより、公図の写しの発行事務が効率化され、窓口対応時間の大幅な短縮が見込まれ、住民サービスが向上されます。

なお、システムの構築にあたっては、統合型GISの活用を視野に入れながら検討していきます。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
システムの構築			▶
基幹業務システムとの連携			▶

重点的施策 消防通信機器の充実

「消防救急無線」は、現在アナログ方式の無線を使用していますが、電波法関係審査基準の改正に伴い、アナログ方式の無線が平成28年5月までで使用ができなくなるため、それまでの間にデジタル方式の無線に改修が必要となります。

そこで、電波伝搬調査を含む基本設計、実施設計、整備工事を計画的に実施し、「消防救急無線」をデジタル方式に改修することで、機能の強化充実を図るものです。

「消防情報指令システム」は、平成20年度に更新し、高機能を備えたシステムに機能強化したことにより、火災や救急などの119番通報の受付から現場到着までの所要時間を1分以上短縮するなど、更新した効果を発揮しています。

この「消防情報指令システム」の高性能を維持していくために、常時の適正な保守管理と合わせ、耐用年数の半ばでオーバーホールを実施し、高機能の維持と運用の安定化を図るものです。

また、「(新)消防情報指令システム」の基本設計、実施設計などを計画的に実施し、平成30年度に計画している次期更新に備えるものです。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
消防救急無線のデジタル化 (共通波)設計・工事	実施設計	整備工事	整備工事
消防救急無線のデジタル化 (活動波)設計・工事	基本設計	実施設計	整備工事
消防情報指令システムの 保守点検・オーバーホール	保守点検	保守点検	保守点検
			オーバーホール

重点的施策 小田原教育ネットワークの充実

「小田原教育ネットワーク」は、教育委員会及び各小・中学校のコンピューター教室並びに職員室に設置されているサーバーと、パソコン等の情報機器で構成されるネットワークであり、Odawara Kid's city（小田原市内の小・中学校ごとのホームページや小田原市に住む小・中学生の学校・家庭生活に役立つさまざまな情報を集めたポータルサイト）等を実施しています。

平成12年度以降、段階的に情報機器の更新・導入を進めており、平成22年度末現在の時点で、コンピューター教室の教育用パソコンを全て更新し、ほぼ職員1人1台あたりの校務用パソコンを増設しました。

今後は、市内の全小・中学校におけるコンピューター及び校内LANの利活用をより推進し、児童・生徒の情報活用能力向上及び学習指導への情報機器の高度利用を図るため、システムの運用管理(セキュリティポリシー及び運用ルールの整備・見直し、老朽化した機器の更新)、校内LANの整備(通信速度の向上、範囲の拡大)を推進します。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
システムの運用管理	▶		
校内LANの整備	▶		

第5章 参考資料

1 用語の解説

A S P【Application Service Provider】

サーバーにERP（統合業務用パッケージ）などのソフトウェアを導入し、ユーザーにはネットワークを介してそのソフトを利用させるサービス事業者。ユーザー側はソフトウェア更新や管理の手間を省くことが可能になる。

A T M【Automated Teller Machine】

カード・通帳を用いて払い出し・預け入れ、また振り込みなどを行う装置。現金自動預け入れ払い機。

C M S【Contents Management System】

ウェブコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。広義には、デジタルコンテンツの管理を行なうシステムの総称。

e - J a p a n戦略

すべての国民が情報通信技術を活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現に向けて、2001年1月に決定された政府の基本戦略。市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目標としていた。

F A Q【Frequently Asked Questions】

「頻繁に尋ねられる質問」の略。多くの人が同じような質問をすると予想されるとき、そのような質問に対する答えをあらかじめ用意しておくことがある。このQ&A集のことをFAQという。

G I S【Geographic Information System】

地理的なさまざまな情報に関連づけなどの処理を行い、データ化された地図上として視覚的に表示するシステムのこと、地理情報システムと言う。災害時に発生場所、影響範囲、避難場所情報などを統合的に表示するものなど、市民への情報提供の手法にも利用されている。

i - J a p a n戦略

2015年までに実現すべきデジタル社会の将来像と実現に向けて、2009年7月に決定された政府の基本戦略。デジタル社会の実現に向けた取り組みを通じて、国際競争力を高め、世界に共通する課題を先んじて克服することにより、世界に対してのリーダーシップを発揮することを目標としていた。

ICT【Information and Communications Technology】

情報通信技術。IT（情報技術）とほぼ同義であるが、従来のITの意味するコンピューター技術に加えて、それを使ったコミュニケーションを強調した表現として使われる。

ITガバナンス

組織体・共同体が、ITを導入・活用するにあたり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とするIT活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること。

IT戦略本部

情報通信技術（IT）の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために、平成13年1月に設置された内閣直轄の「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」のこと。

LAN【Local Area Network】

同軸ケーブル、光ファイバーなどを使って、同じ建物の中にあるコンピューターやプリンターなどを接続し、データをやり取りするネットワーク。

SaaS【software as a service】

ユーザーが開発者などからソフトウェア提供を受けるにあたり、必要な機能のみを選択して利用できるようにしたソフトウェアのこと。それを実現するためのメカニズム、あるいはそのようなソフトウェア提供形態のことをいう場合もある。

アウトソーシング【outsourcing】

業務や機能の一部を外部委託すること。従来、ユーザー自身がコンピューターのソフトウェアやデータ等を保有・管理していたことに対し、委託業者がすべてを保有・管理することから、管理の手間が軽減されるだけでなく、高価なソフトウェア等を購入する必要がなく、比較的安価にサービスを利用することができる。

インターネット【Internet】

TCP/IPと呼ばれる情報通信のための規約（プロトコル）で、全世界に散在するネットワークを相互に接続した巨大なコンピューター・ネットワークのこと。全体を統括するコンピューターの存在しないネットワークであり、全世界に無数に存在するサーバーが相互に接続され、少しずつサービスを提供することで成り立っている。

ウェブ【Web】

インターネットやイントラネットで標準的に用いられるドキュメントシステム。HTMLとい

う言語で文書の論理構造や見栄えを記述し、文書の中に画像や音声など文字以外のデータや、他の文書の位置(ハイパーリンク)を埋め込むことができる。インターネット標準のドキュメントシステムとして1990年代中頃から爆発的に普及した。

ウェブ 2.0【Web2.0】

2004年頃から登場し始めた新しい発想に基づくウェブ関連の技術や、ウェブサイト・サービスなどの総称。「2.0」という表現はソフトウェアの大幅なバージョンアップをなぞらえたもので、1990年代半ば頃から普及・発展してきた従来型のウェブではない、質的な変化が起きているという認識を込めたもの。

ウェブ 3.0【Web3.0】

Web2.0に続く新たなWebの概念。ユビキタス社会の進展が鍵となっており、現在議論・定義付が進められている。

ウェブサイト【Web site】

1冊の本のように、ひとまとまりに公開されているウェブページ群。また、そのウェブページ群が置いてあるインターネット上での場所。ウェブサイト内のページはリンクで連結され、互いに行き来できるようになっている。ウェブサイトの入り口であるトップページ(ホームページ)と、ウェブサイトを構成する一連のウェブページ、画像ファイルなどから成る。

オーバーホール【overhaul】

使用される部品に対して想定した耐用限度に基づいた間隔で点検し、新品時の性能状態に戻す作業のこと。

カスタマイズ【customize】

ソフトウェアの設定や設計を調整し、ユーザーの好みに合わせて作り変えること。

神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会

県内自治体が負担の軽減を図りながら、県民生活の利便性の向上を実現できるよう、県内地方自治体が相互に連携し、行政事務の簡素・効率化に努めるとともに、高いセキュリティを備えた電子自治体の構築・運営に向けて、共同して取り組むことを目的として設立された協議会。

グループウェア【groupware】

企業など組織内のコンピューターネットワークを活用した情報共有のためのシステムソフトウェア。

クラウドコンピューティング【cloud computing】

インターネット上に分散するサーバー群を使って、ユーザーに情報サービスやアプリケーション

ョンを提供するコンピューターの利用形態をいう。ユーザーはインターネット上のどこかにあるサーバー群を意識することなく、あたかも雲の中からサービス等を受けることからこう呼ばれる。

国民ID制度

政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）が2010年5月に公表した「新たな情報通信技術戦略」における重点施策の一つ。行政機関における情報共有の推進と、国民が自己の情報を確認できる仕組みの整備を目的とした“電子行政の共通基盤”として掲げられている。

最適化

最適化（Optimization）とは、システムを何らかの観点でより効率的に動作するよう変更することをいう。最適化の対象となるシステムは、1つのプログラムや複数のコンピューター、あるいは複数のシステムを対象とする場合もある。インターネットのようなネットワーク全体の場合もある。

サブシステム【subsystem】

システム全体の中の一部であるが、それ自体が局所的な一つのシステムとしての構造を持つもの。

情報セキュリティポリシー【security policy】

情報セキュリティの保護に関する基本的な指針を定めるもの。具体的には、情報機器や情報のうち「何を」「どうやって」「どれくらい」保護するのかを指針として策定する場合の基準となるものをいう。

スマートフォン

携帯電話とパソコン・PDA（携帯情報端末）の機能を組み合わせたもの。従来の携帯電話と比較して、画面が広く通信機能が強化されて閲覧可能なWebサイトも拡充されているなど、音声通話以外の機能が充実している。また、アプリ（アプリケーション）をダウンロードすることにより、自分好みに、パソコンのような使い方ができるのが特徴。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービス。

タブレット型コンピューター

平板状の外形を備えタッチパネル式などの表示／入力部を持った携帯可能なパーソナルコン

コンピューターである。

地方税ポータルシステム「eLTAx」

eLTAx（エルタックスと読む）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。地方税の申告、申請、納税などの手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要があるが、地方公共団体が共同でシステムを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きできるシステム。

デジタルアーカイブ【digital archive】

博物館、美術館、図書館等の収蔵品をはじめ、有形・無形の文化資源等を、デジタル化して保存等を行うこと。デジタル化することによって、文化資源等の修復・公開や、ネットワーク等を通じた利用も容易となる。

電子カルテ

医師が診療の経過を記入していた紙のカルテを電子的なシステムに置き換え、電子情報として一括してカルテを編集・管理し、データベースに記録する仕組みのこと。

電子入札

指名通知から（一般競争入札、公募型指名競争入札は、入札の公告から）入札行為入札結果の公表までの一連の事務の全てを電子情報通信により行うこと。

ファイルサーバー【file server】

ネットワーク上で、ファイルを共有するために設置されるサーバーのこと。

ブログ【Blog】

個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的なウェブサイトの総称。内容としては時事ニュースや専門的トピックスに関して自らの専門や立場に根ざした分析や意見を表明したり、他のサイトの著者と議論したりする形式が多く、従来からある単なる日記サイト（著者の行動記録や身辺雑記）とは区別されることが多い。

ポータルサイト【portal site】

インターネットでウェブ-ページを見る際に、最初に入るウェブサイト。このサイトの広告価値が高いため注目されている。

ホームページ【home page】

ウェブサイト、もしくはそのトップページ。ウェブページそのものをホームページと呼ぶこともある。当初は、ブラウザ起動時に最初に表示されるページの意味だったが、転じてウェブサイトのトップページのことを意味するようになり、さらに、ウェブサイト・ウェブペー

ジの同義語として用いられるようになった。

マルチペイメントネットワーク【Multi-Payment Network】

国庫金、地方税、電気・ガス・電話等の公共料金及び会社等への代金等の支払について、顧客の利便性向上を図るとともに、官公庁、地方公共団体、収納企業及び金融機関の事務効率化を図り、以って公益に資する決済に関する新たな仕組み。

メールマガジン【(和製) mail + magazine】

電子メールで配信される雑誌的な読み物。簡単に多数の読者に配信できる、即時性に優れているなどの特徴を持つ。

モバイルコンピューティング【mobile computing】

移動中、あるいは外出先でコンピューターを利用すること。ノートパソコンや携帯情報端末の高性能化・高機能化や、携帯電話によるデータ通信の高速化に伴い、外出中でも家や職場と同様の環境を再現できるようになりつつある。

レイヤ【layer】

「層」を意味する単語で、グラフィックスソフトで扱われる「描画用の透明なシート」や、OSI 参照モデル（コンピューターの持つべき通信機能を階層構造に分割したモデル）で使用される、個々のネットワーク階層などを指す用語として用いられる。

ユーザビリティ【usability】

ソフトウェアや Web サイトの「使いやすさ」のこと。様々な機能になるべく簡単な操作でアクセスできることや、使っていてストレスや戸惑いを感じないことなどが、優れたユーザビリティにつながる。

ユビキタス【ubiquitous】

ユビキタスとは、それが何であるかを意識させずに「いつでも、どこでも、だれでも」が恩恵を受けることができるインターフェース、環境、技術のことである。ユビキタスは、いろいろな分野に関係するため、『ユビキタスコンピューティング』、『ユビキタスネットワーク』、『ユビキタス社会』のように言葉を連ねて使うことが多い。

ユビキタスタウン構想事業

ICT 関連技術を集中的、効果的に活用して、地域住民が生活利便の向上、安心・安全を実感できる街づくり「ユビキタスタウン」の全国展開を推進するため、各地域における ICT の導入を支援することを目的とした事業。

2 小田原市 I T 推進会議設置要項

(平成 14 年 5 月 22 日)

小田原市 I T 推進会議設置要項
(名称)

- 1 本会の名称は、小田原市 I T 推進会議（以下「会議」という。）とする。

(目的)

- 2 会議の設置は、I T（情報通信技術）を積極的に活用して、快適で利便性の高い市民生活、効率的で効果的な行財政運営、開かれた分かりやすい市政を実現するための I T 施策を全庁的に推進することにより、先進的な電子自治体を構築することを目的とする。

(所掌事項)

- 3 会議の研究事項は、次のとおりとする。
 - (1) 「小田原市 I T 推進プログラム」を実現化するための方策等の調査研究
 - (2) I T 施策推進に係る総合調整
 - (3) 情報セキュリティ対策の推進
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、電子自治体の推進に関し必要な事項

(構成)

- 4 会議は、最高情報責任者（以下「C I O」という。）、副最高情報責任者（以下「副 C I O」という。）及び委員で組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。C I O は、会議を主宰し、これを代表する。副 C I O は、C I O を補佐し、C I O に事故があるとき、又は C I O が欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

- 5 会議は、必要に応じて職員等で構成するワーキングチームを置くことができる。

(アドバイザー)

- 6 会議は、目的を達成するために専門的な知識を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

(庶務担当課)

- 7 会議の庶務は、企画部情報システム課が処理する。

(その他)

- 8 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、C I O が定める。

附 則

この要項は、平成14年5月22日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日）

この要項は、平成20年7月8日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第4項関係）

C I O	加部副市長
副C I O	大野副市長
委 員	企画部長 総務部長 公営事業部長 市民部長 防災部長 文化部長 環境部長 福祉健康部長 子ども青少年部長 経済部長 都市部長 建設部長 下水道部長 会計管理者 病院管理局長 消防長 水道局長 教育部長 監査事務局長 市議会事務局長

小田原市IT推進プログラム2011

～ Do it !! おだわら ～

平成23年3月発行

編集・発行

小田原市企画部情報システム課

〒250-8555

神奈川県小田原市荻窪300番地

電話0465-33-1264

FAX0465-33-1101

e-mail : joho@city.odawara.kanagawa.jp